

青梅都市計画道路の変更（案）〔東京都決定〕

都市整備部土木課

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

青梅都市計画道路 3・5・29号和田線

2 理由

3・5・29号和田線は、青梅市日向和田三丁目を起点とし、青梅市和田町一丁目を終点とする、延長約450メートルの路線である。

本路線は、平成28年3月に東京都・特別区・26市2町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針」において、地形地物との状況により検討を要する「計画内容再検討路線」に位置付けられている。

この整備方針に基づき、本路線について、急峻な地形など現場の状況を勘案し、検討した結果、事業の実現性が低いこと等が確認された。

このため、本路線の都市計画を廃止するものである。

青梅都市計画道路の変更スケジュール

種類・名称 青梅都市計画道路3・5・29号和田線

(東京都決定)

年 月	平成30年										平成31年
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	
東京都		19日 住民説明会					19日~3日 意見書の提出 都市計画案の公告・縦覧・		20日 都市計画審議会・諮問	東京都決定・告示 関係図書の送付	
青梅市				25日 青梅市へ意見照会		15日 広報掲載(都市計画案の公告・縦覧)	1日 都市計画審議会・諮問 東京都へ意見照会の回答				広報掲載(都市計画道路の廃止)

青梅都市計画道路の変更（東京都決定）

青梅都市計画道路中 3・5・29号和田線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由：事業の実現性が低いこと等が確認されたため、廃止する。

変更概要

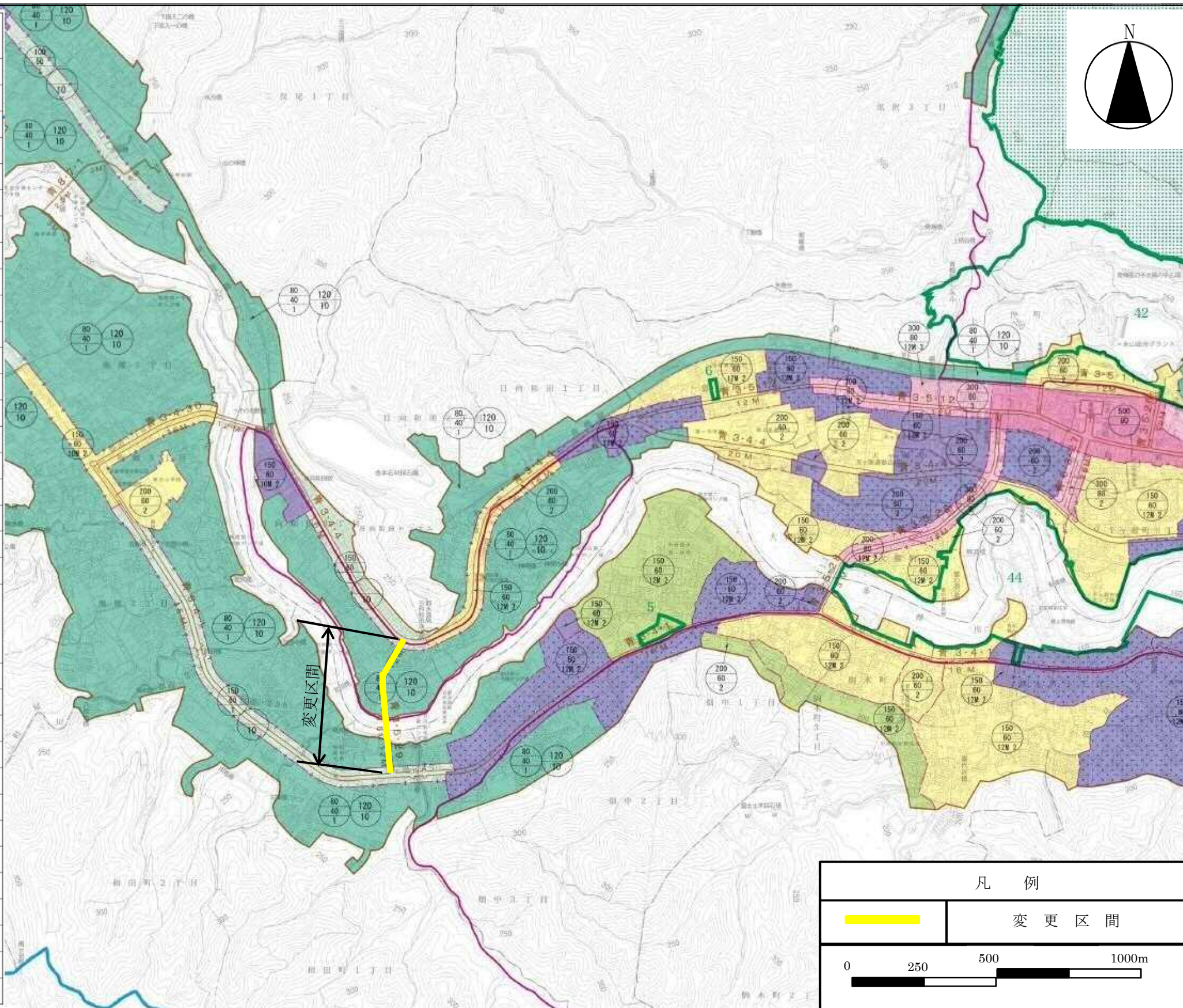
名 称	変 更 事 項
3・5・29号和田線	路線の廃止 種別：幹線街路 起点：青梅市日向和田三丁目 終点：青梅市和田町一丁目 延長：450m（橋梁区間 130m） 幅員：12m（橋梁区間 9.5m）

青梅都市計画道路3・5・29号和田線

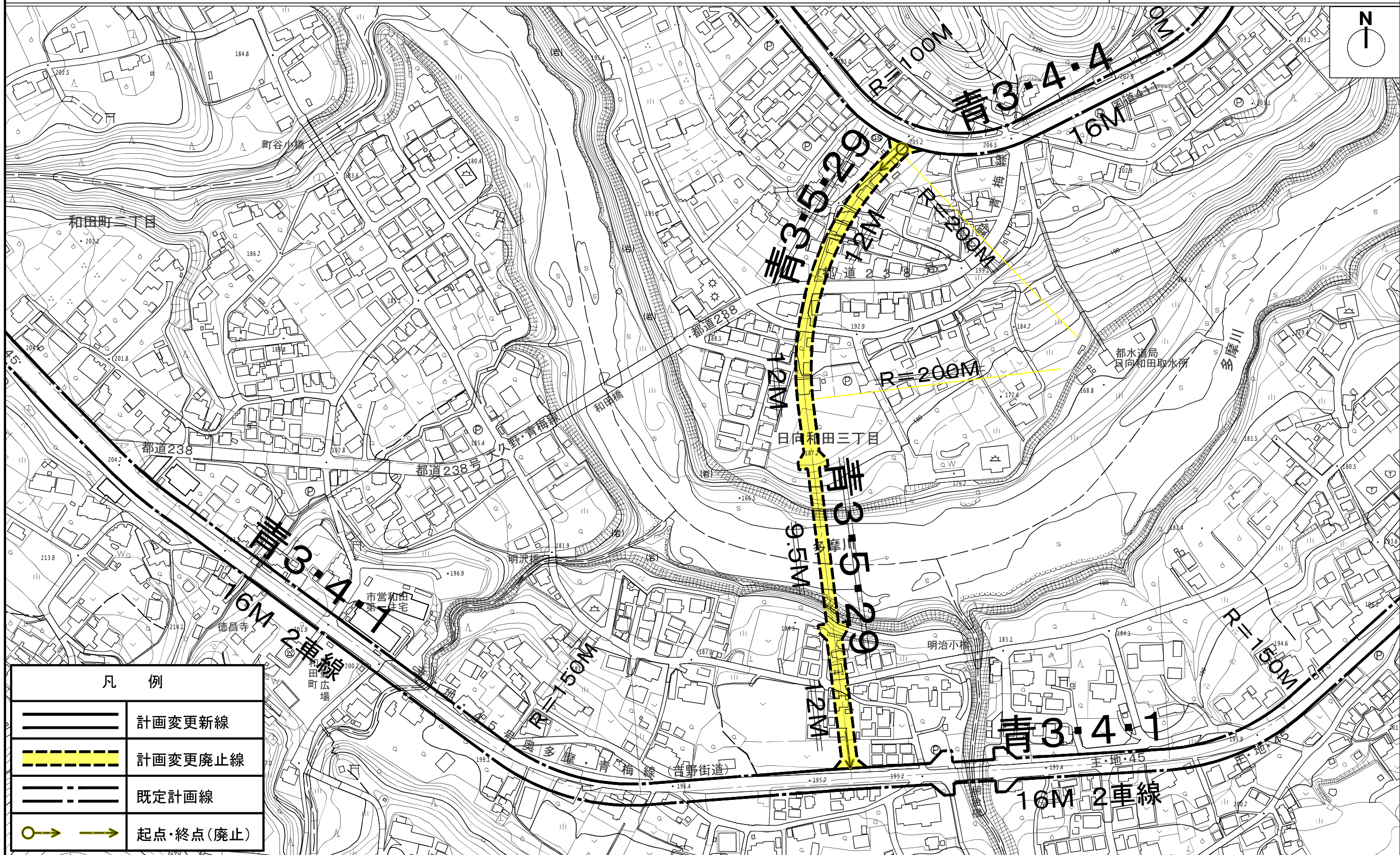
位置図

[東京都決定]

凡 例		面積 (ha)	摘要	
	都市計画区域 (行政区境界)	10,326.0	昭和31年12月24日建設省告示第2095号	
	市街化区域界	2,183.2	平成16年6月24日東京都告示第1060号	
	市街化調整区域界	8,142.8	平成16年6月24日東京都告示第1060号	
	第一種低層住居専用地域	848.7	平成16年6月24日東京都告示第1080号	
	第二種低層住居専用地域	64.0	"	
	第一種中高層住居専用地域	362.7	"	
	第二種中高層住居専用地域	49.9	"	
	第一種住居地域	294.4	"	
	第二種住居地域	20.4	"	
	近隣商業地域	109.6	"	
	商業地域	26.5	"	
	準工業地域	262.4	"	
	工業地域	107.2	"	
	工業専用地域	56.5	"	
	第1種特別工業地区	163.7	平成8年5月31日青梅市告示第62号	
	第2種特別工業地区	146.1	"	
	地域地区境界線	鉄道・河川・道路等の中心線によるもの		
	地域地区境界線	鉄道・河川・道路等の中心線によらないもの		
	上段：容積率	中段：建ぺい率	下段：高度地区	
	上段：敷地面積の最低限度	下段：用途地域による高さ制限		
	第2種高度地区	630.6	第3種高度地区	40.7
	10m第2種高度地区	29.1	12m第3種高度地区	1.3
	12m第2種高度地区	269.7		
第1種高度地区	1,040.7			平成16年6月24日青梅市告示第78号
	高度利用地区		裏の表のとおり	
容積率400%以上	防火地域	26.5	平成16年6月24日青梅市告示第79号	
建ぺい率50%以上	準防火地域	1,364.5	"	
	第一種風致地区		裏の表のとおり	
	特別緑地保全地区		"	
	都市計画道路 (起点 終点)		上の表のとおり	
	都市計画公園・緑地		裏の表のとおり	
	ごみ処理場		"	
	都市計画河川		"	
	火葬場		"	
	一団地の住宅施設		"	
	地区計画区域		"	
	宅地造成工事規制区域	2,377.0	昭和40年10月11日建設省告示第2969号	



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)30都市基交第52号



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(28都市基交第321号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)28都市基街都第113号 平成28年7月15日